(2012.4.27 安全勧告)

(貨物船 SINGAPORE GRACE 大分県大分市 佐賀関港 日鉱製錬株式会社佐賀関製錬所構内原料受入岸壁(広浦A岸壁) 2009. 6. 13 発生 作業員死亡事故)

本事故(一次、二次及び三次事故)は、SINGAPORE GRACEが、日鉱製錬株式会社佐賀 関製錬所の専用岸壁において、3番貨物倉に積載されていた硫化銅精鉱の揚荷役を行 う際、揚荷役に従事する作業員が、酸素欠乏状態になっている3番貨物倉に入ったた め、酸素欠乏症を発症したことにより発生し、同人を救助しようとして同貨物倉に入 った作業員も酸素欠乏症を発症したことにより発生したものと考えられる。

3番貨物倉内の雰囲気が、ハッチカバーを開放した後も酸素濃度が外気と置換されずに酸素欠乏状態が続いていた要因として、浮遊選鉱剤から発生した空気より重い臭気ガスが貨物倉の下方に滞留し、空気との置換が行われなかったことが考えられる。

このことから、当委員会は、本事故(一次、二次及び三次事故)の調査結果を踏まえ、硫化銅精鉱に付着する浮遊選鉱剤の性状等を関係者に周知して安全な輸送及び荷役ができるよう、硫化銅精鉱の荷送人である0k Tedi Mining Limitedに対し、以下の措置をとることを勧告する。

Ok Tedi Mining Limitedは、浮遊選鉱剤が硫化銅精鉱に付着している可能性がある場合、その性状や危険性を周知するため、硫化銅精鉱を積載する船舶及び受け荷主に対し、硫化銅精鉱に関する情報(MSDS等)に加え、浮遊選鉱剤に関する情報(MSDS等)を提出すること。